

大正十一年法律第六十二号

公益信託ニ関スル法律

第一条 信託法（平成十八年法律第八号）第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託

ノ内學術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモ

ノ（以下公益信託ト謂フ）ニ付テハ本法ノ定ムル所ニ依ル

第二条 信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内學術、技芸、慈善、祭

祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ

其ノ効力ヲ生ゼズ

公益信託ノ存続期間ニ付テハ信託法第二百五十九条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第四条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処

分ヲ命スルコトヲ得

公益信託ノ受託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ状況ヲ公告スルコトヲ要ス

第五条 公益信託ニ付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官

庁ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り信託ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

公益信託ニ付テハ信託法第二百五十条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第六条 公益信託ニ付信託ノ変更（前条ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）又ハ信託ノ併合若ハ信託ノ分割

ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第七条 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限リ主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務

ヲ辞スルコトヲ得

第八条 公益信託ニ付テハ信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同

法ニ規定スル裁判所ノ権限（次ニ掲タル裁判ニ関スルモノヲ除ク）ハ主務官庁ニ属ス但シ同法第

五十八条第四項（同法第七十条（同法第七十四条第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第百二十

八条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第六十二条第四項（同法第一百二十九条第一項ニ於テ準

用スル場合ヲ含ム）、第六十三条第一項、第七十四条第二項及第百二十三条第四項ニ規定スル権

限ニ付テハ職権ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

一 信託法第一百八十条第一項ノ規定ニ依ル信託ノ変更ヲ命ズル裁判

二 信託法第一百六十六条第一項ノ規定ニ依ル信託ノ終了ヲ命ズル裁判、同法第一百六十九条第一項

ノ規定ニ依ル保全处分ヲ命ズル裁判

三 信託法第一百八十条第一項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ選任ノ裁判

四 信託法第二百二十三条第二項ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ命ズル裁判

五 信託法第二百三十条第二項ノ規定ニ依ル弁済ノ許可ノ裁判

第九条 公益信託ノ終了ノ場合ニ於テ帰属権利者ノ指定ニ關スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ

権利ヲ放棄シタルトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムル

コトヲ得

第十条 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其

ノ他ノ執行機関ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ處理スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ主務官庁ハ都道府県ノ執行機関ガ其ノ事務ヲ處理スルニ當リテ依ルベキ基

準ヲ定ムルコトヲ得

主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス

第十二条 公益信託ノ受託者、信託財産管理者、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六

条ニ規定スル剥處分命令ニ依リ選任セラレタル受託者ノ職務ヲ代行スル者、信託財産法人管理

人、信託管理人又ハ検査役ハ次ニ掲タル場合ニ於テハ百万円以下ノ過料ニ処ス

一 第四条第二項ノ規定ニ依ル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

二 第六条又ハ第七条ノ規定ニ違反シタルトキ

三 本法ノ規定ニ依ル主務官庁ノ命令又ハ处分ニ違反シタルトキ

附則（昭和二年一二月二日法律第二二三号）抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十条 昭和二十二年法律第七十四号（日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法

律）施行前に妻が夫の許可を受けないでした信託の引受けはこれを取り消すことができない。

附則（昭和五四年三月三十日法律第五号）抄

（施行期日）この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）附則（昭和元年一二月二日法律第九一号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三年五月二日法律第七九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

（附則）（平成元年一二月二日法律第九一号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成三年五月二日法律第七九号）抄

（施行期日）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三年五月二日法律第七九号）抄

（施行期日）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三年五月二日法律第七九号）抄

（施行期日）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三年五月二日法律第七九号）抄

（施行期日）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成三年五月二日法律第七九号）抄

（施行期日）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に基づく命令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについて

2 は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。
前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)、次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第百五十五条、第一百八十八条、第一百二十二条及び第一百二十三条の改正規定、第一百二十八条の改正規定(同条を第二百九十九条とする部分を除く。)、同法第六章の次に七章を加える改正規定(第百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項(同項において準用する第百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五十三条、第二百六十二条第一項(同項において準用する第百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五十九条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)並びに同法附則第十九条の表の改正規定(「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改める部分に限る。)、同法附則第三十三条の改正規定(「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。)、第二条の規定、第三条の規定(「投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。」)、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条(第一項を除く。)、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八百八十三号)、第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)、第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第二百二十二条までの規定、附則第一百二十三中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第一百二十九条中会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)、第二百

五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
 （その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月一〇日法律第一六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一五日法律第一〇九号）抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第六条第一項、第十一条第二項及び第三項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項並びに第五十六条第二項の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和六年五月二二日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十二条及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（過料に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。